

つたときには相談ください!

住み慣れた地域で安心して生活を送ることを誰もが願っています。しかし地域が抱える問題や家庭問題はさまざま。そんな困った時に相談に応じてくれるのが地域生活支援会議。福祉に限らず、環境や交通安全など、幅広い分野で問題解決への糸口を見つけられます。今回はその活動内容を紹介します。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

お住まいの地域

環境問題、不法投棄
違法な契約など

地域・本人・家族

子育て、介護、障がい、
認知症、金銭問題など

相談

地区社協の相談窓口・地域包括支援センター・市社協、行政などへ

連携・協議

地域生活支援会議



乙房地区の会議の様子

地区社協、自治公民館
民生委員・児童委員
ボランティア、行政・市社協
地域包括支援センター
警察、福祉関係機関など
課題に応じて参集



薄谷地区の会議の様子

地域生活支援会議とは?

本市の高齢化率は25・64^{世帯}(8月1日現在)と、市民のおよそ4人に1人が65歳以上であり、本格的な超高齢社会を迎えています。こうした中、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らす事ができる環境を整えるため地域生活支援会議を開催し、家庭問題などの解決を図っています。

近年の厳しい社会状況を背景として、子育てに関する悩みや高齢者や障がいのある人などの介護や金銭問題など、さまざまな家庭問題が生じています。こうした課題を解決するのに、これまでの取り組みでは対応できないケースが増えてきています。そのため、「地域生活支援会議」を設置して、地域住民と関係機関などが協働して問題解決に当たるなど、地域で支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。

地域生活支援会議の構成

地域生活支援会議は、各地区の社会福祉協議会や自治公民館、民生委員・児童委員、地域ボランティアなどの地域の代表者と、市社会福祉協議会、市役所の関係課、地域包括支援センター、各専門機関、警察など、さまざまな関係機関の職員で構成されています。

新たな仕組みづくりにも貢献

相談が寄せられたときは、その内容に応じて関係者が集まり、問題点を共通理解しながら解決策を協議しています。

その結果、問題を抱えた皆さんの課題の解決に結びつくことはもちろんですが、地域内を見守るネットワークが新たに作られたり、住民が主体となった地域における支え合いの仕組みが確立されたり

〈主な協議内容〉

- 孤立している人への支援
 - ・一人暮らしの高齢者などへの声掛けや見守り
- 家庭問題への支援
 - ・アルコール依存症
 - ・障がいのある人の就労支援
 - ・金銭に関する問題
 - ・子育てや介護などに対する支援
- 環境問題ほか
 - ・ごみなどの不法投棄
 - ・訪問販売による違法な契約

〈解決に向けた仕分け内容〉

- 自助 相談者自身や家族で対応していく
- 共助 地域でできることを支援していく
- 公助 専門職による支援を行う



するなど、さまざまな効果が上がるとともに、地域の課題の早期発見や予防にもつながっています。

お気軽に相談ください

地域生活支援会議では、福祉に関する課題に限らず、環境や交通安全など、幅広い分野で地域の課題解決に向けて協議を行っています。市内15地区のうち、現在、姫城、小松原、五十市、沖水、志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高崎地区の12地区で協議が行われ、これ以外の3地区でも開催に向けた準備が進められています。

普段の生活で困っていることや悩んでいることがあれば、一人で抱え込まずに気軽に地域生活支援会議に相談してください。

◎相談窓口

都城市社会福祉協議会

☎25-2123

なくそう！

女性や子どもへの

暴力

女性に対する暴力や

子どもへの虐待は、

その対象の性別や加害者、

被害者の間柄に関係なく、

決して許されるものではありません。

11月はこうした暴力や虐待をなくす

推進月間です。

私たちにできることは何か、

この機会に地域や家庭を

見つめ直してみませんか。



◎問い合わせ

女性に対する暴力に関すること
子どもの虐待に関すること

生活文化課 ☎23-2121
子ども課 ☎23-2684

11月12日～25日は
女性に対する暴力をなくす運動期間
配偶者からの暴力（ドメスティ
ク・バイオレンス）や性犯罪、売
買春、セクシュアル・ハラスメン
ト、ストーカー行為、人身取引な
どの女性に対する暴力行為は女性
の人権を侵害するものであり、決
して許される行為ではありません
ん。
これらの行為をなくすため、毎
年11月12日から25日は「女性に対
する暴力をなくす運動」期間とな
っています。
他人に対する暴力をなくすため
には、一人一人がかげがえのない
大切な存在であることを認識し
て、相手も自分も大切にすること
を持つことが大事です。
あなたやあなたの周りの人が大
切な存在であることをこの機会に
家庭で話してみませんか。

子どもを虐待から守る五カ条

- 1、「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- 2、「しつけのつもり…」は言い訳
- 3、ひとりで抱え込まない
- 4、親の立場より子どもの立場
- 5、虐待はあなたの周りでも起こりうる

見過ごすな
幼い子どものSOS

11月は「児童虐待防止推進月間」

本市では、「子どもに関する相談窓口」や「都城市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待などに対して組織的かつ迅速に対応しています。（昨年度の相談件数は45件）

児童虐待を見たり、聞いたりしたら迷わず、県の児童相談所や市役所へ連絡してください。

◎問い合わせ・連絡（通告）先
子ども課 ☎23-2684

高城保健センター
☎23-2111

山之内総合支所
☎58-6800

山田総合支所
☎58-2311

高崎総合支所
☎64-1111

児童相談所
☎22-4294

※（ ）内は閉庁時の番号

ひとりで悩まずに相談を
都城市女性総合相談

女性の悩みや苦しみに関する相談を受け付けています。また、借金や悪質商法などの消費生活相談や交通事故相談も併設していますので、あらゆる問題について幅広く相談を受けることができます。

ひとりで悩みを抱え込まず、気軽に相談ください。

●女性相談員による相談

平日の10時～16時
※土・日曜日、祝日を除く

●女性臨床心理士によるこころの相談 ※要予約

11月16日(火) 14時～16時

●女性弁護士による法律相談 ※要予約

11月24日(水) 13時～16時

●相談専用電話

☎23-7157

●女性ホットラインくすのき

毎週土曜日 14時～16時

☎36-0740

不法投棄は 犯罪です



都城市環境監視員
(妻ヶ丘地区)
齊藤卓治さん

モラルのある行動で
都城の自然を
守りましょう

一万城団地は28班あり、週に1回リサイクル指導員がごみ収集場所まで点検・指導をされていて、少しづつですが仕分けなどの徹底がなされるようになってきました。しかし、清掃したばかりのところにごみが捨ててあるのを見ると残念に思います。今後、環境美化に協力し、きれいな街並み作りに心掛けしますので、市民の皆さんも協力をお願いします。

ごみの放置は環境を壊す
ごみには、有害な物質や油などを含んだものがあります。これらは、水源として使われる川の水を汚したり、さまざまな動植物の生態に多大な影響を与えます。

増え続けるごみの不法投棄
山林や河川などに家電製品や粗大ごみなどを捨てる違法なごみ処理。こうしたごみが新たなごみを呼ぶケースや撤去してもすぐに捨てられるケースもあり、不法投棄が後を絶たないのが現状です。

なくそう 不法投棄！ やめよう 屋外焼却！

投棄されない環境づくりを！

近年、管理されていないため、雑草や雑木が生い茂っている空家があります。

そうした場所にモラルのない人が、家電やごみなどを不法投棄するケースが数多く見られます。

土地や建物を管理するときには、外部から簡単にごみを持ち込まれないように、柵やフェンスを設置し、定期的に除草を行いごみを捨てにくい環境を作りましょう。

- ◎問い合わせ
不法投棄・屋外焼却の情報
環境政策課 ☎23-2130
各総合支所 市民生活課
農業用廃プラスチックの処理
農産園芸課 ☎23-2425
各総合支所 産業振興課

適切なごみの処理を

引越しや大掃除などでごみが大量に出た場合は、ごみの収集運搬許可を持つ業者に処理を依頼するか、清掃工場へ直接搬入してください。なお、不燃性粗大ごみや資源ごみなどはリサイクルプラザに搬入しリサイクルしましょう。

（周囲の生活環境に配慮を）

不法投棄や屋外焼却は犯罪です

市では、環境監視員が定期的に河川や捨てられそうな場所を巡回していますが、ごみの不法投棄や野焼きに関する苦情（相談）が絶えません。これらの行為は、自然景観を害するだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質による水質・大気・土壌汚染を引き起こす原因になります。また、ごみの不法投棄や屋外焼却をすると、法律により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。

霧島市編

霧島市から「御鉢」と「溶岩流」について紹介します。



☎ 経営戦略課
☎ 23-2115

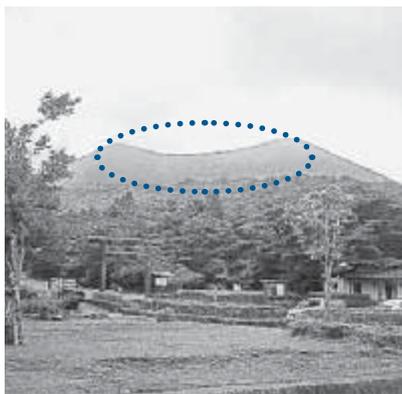
都城市編

本市と高原町との境界にある「御池」とその西にある「小池」を紹介します。

御鉢と溶岩流

御鉢は約2、500年前に高千穂火山の西側斜面に誕生した成層火山。溶結した火砕岩・スコリア堆積物からできています。

高千穂河原から御鉢を見上げると、頂上がU字にくぼんで見えます。これは、13世紀の爆発のときに流れ下った溶岩流の跡です。この爆発のときに高千穂河原にあった霧島神宮が焼失したといわれています。御鉢の登山道は、溶岩流の右岸側に作られています。この13世紀の噴火では、流れ



高千穂河原から見た御鉢

下った溶岩流は高千穂河原付近で南に向きを変えて、現在の霧島神宮の大鳥居の下まで到達しています。ここは、県道国分霧島線の旧道部分にあたり、霧島国立公園の石碑が立っている場所です。昨年、地元の人たちによって整備されています。

溶岩流は火砕流や火山泥流などとともに噴火時の災害要因となります。過去の溶岩流などの痕跡をたどることにより防災に役立てることがができます。



溶岩流の最先端部

御池

直径約1kmの湖で、霧島火山群では最大・最深の湖で、約4、600年前のマグマ水蒸気噴火で形成された火口湖です。

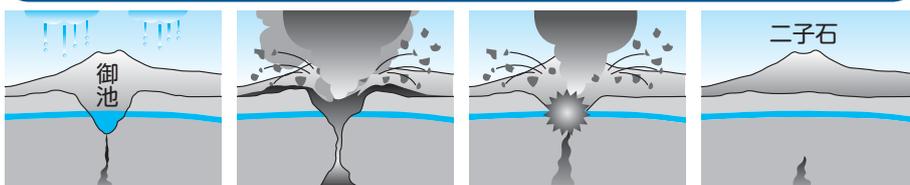
御池を形成した噴火は、知られている霧島火山群の噴火中では最大規模のもので、回りを囲む火口壁は約30mの急ながけを形成しています。国道223号沿いにある展望駐車場は、二子石の奥に高千穂峰を望む絶好の観賞スポットで、周辺には小池や御池神社などがあります。

また、湖岸には野鳥の森やキャンプ場などの施設があり、野外活動の拠点となっています。

小池

御池の西にある直径約450mの火口湖で、ほぼ垂直に切り立った100m近い火口壁を持っています。

御池マグマの水蒸気噴火



御池野鳥の森とあわせて観察路が整備されています。



①噴火前、地中には地下水が流れていました。

②マグマが上昇して地下水とぶつかり、急に熱せられた地下水が爆発しました。

③その後、大量のマグマが軽石となって噴出しました。

④噴火がやむと、地下水がしみ出して、御池の火口湖が誕生しました。